

平成23年度 高松市職員募集要項

＜短大卒・高校卒・保育士・幼稚園教諭・医療職等＞

＜申込受付期間＞ 8月29日（月）～9月9日（金）

＜第1次試験日＞ 9月25日（日）

1 職種、採用予定人員および受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
事務 （短大）	2人程度	短期大学または高等専門学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学の卒業生、卒業見込みの人または中途退学者を除く。）で、昭和57年4月2日以後に生まれた人
事務 （短大） 【身体障がい者対象】	1人程度	1 短期大学または高等専門学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学の卒業生、卒業見込みの人または中途退学者を除く。）で、昭和57年4月2日以後に生まれた人 2 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人 3 身体障害者手帳の交付を受けている人 4 活字印刷文による出題および口頭による面接に対応できる人
事務 （高校）	2人程度	高等学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学、短期大学または高等専門学校の卒業生または卒業見込みの人を除く。）で、昭和59年4月2日以後に生まれた人
事務 （高校） 【身体障がい者対象】	1人程度	1 高等学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学、短期大学または高等専門学校の卒業生または卒業見込みの人を除く。）で、昭和59年4月2日以後に生まれた人 2 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人 3 身体障害者手帳の交付を受けている人 4 活字印刷文による出題および口頭による面接に対応できる人
事務 （医療ソーシャルワーカー）	1人程度 （病院局職員）	社会福祉士の資格を有する人または平成24年に実施される国家試験に合格する見込みで、昭和54年4月2日以後に生まれた人
事務 （診療情報管理士）	1人程度 （病院局職員）	診療情報管理士の資格（※注4）を有する人または平成24年3月までに取得する見込みで、昭和54年4月2日以後に生まれた人
土木 （短大）	1人程度	短期大学または高等専門学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学の卒業生、卒業見込みの人または中途退学者を除く。）で、昭和57年4月2日以後に生まれた人
土木 （高校）	1人程度 （上下水道局職員）	高等学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学、短期大学または高等専門学校の卒業生、卒業見込みの人を除く。）で、昭和59年4月2日以後に生まれた人
臨床検査技師	1人程度 （病院局職員）	臨床検査技師の免許を有する人または平成24年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和54年4月2日以後に生まれた人
保育士	18人程度	保育士資格および幼稚園教諭免許（※注5）を有する人または平成24年3月までに取得する見込みの人で、昭和47年4月2日以後に生まれた人
幼稚園教諭	9人程度	
保育士 【経験者対象】	10人程度	保育士資格および幼稚園教諭免許（※注5）を有し、昭和27年4月2日以後に生まれた人で、児童福祉法第7条に規定する保育所に職務経験のある人 次の全ての条件を満たす人 1 平成21年4月1日以後に、保育士としての職務経験年数（※注6）が、継続して6か月以上（平成24年3月31日までに6か月に達する場合を含む。）ある人 2 平成9年4月1日から平成24年3月31日までの間に、保育士としての職務経験年数（※注6）が5年以上ある人
幼稚園教諭 【経験者対象】	7人程度	保育士資格および幼稚園教諭免許（※注5）を有し、昭和27年4月2日以後に生まれた人で、学校教育法第1条に規定する幼稚園に職務経験のある人 次の全ての条件を満たす人 1 平成21年4月1日以後に、幼稚園教員としての職務経験年数（※注6）が、継続して6か月以上（平成24年3月31日までに6か月に達する場合を含む。）ある人 2 平成9年4月1日から平成24年3月31日までの間に、幼稚園教員としての職務経験年数（※注6）が5年以上ある人
看護師	15人程度 （病院局職員）	看護師の免許を有する人または平成24年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和47年4月2日以後に生まれた人

（裏面有）

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
消 防 (短 大)	1人程度	1 短期大学または高等専門学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学の卒業生、卒業見込みの人または中途退学者を除く。）で、昭和57年4月2日以後に生まれた人 2 高松市内または消防局長が認める高松市周辺に居住できる人 3 身体的条件を満たす人 ※身体的条件内容については（※注8）のとおり
消 防 (高 校)	4人程度	1 高等学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学、短期大学または高等専門学校の卒業生または卒業見込みの人を除く。）で、昭和59年4月2日以後に生まれた人 2 高松市内または消防局長が認める高松市周辺に居住できる人 3 身体的条件を満たす人 ※身体的条件内容については（※注8）のとおり
技能職員	2人程度	高等学校を卒業した人または平成24年3月までに卒業する見込みの人（大学、短期大学または高等専門学校の卒業生または卒業見込みの人を除く。）で、昭和59年4月2日以後に生まれた人

※受験資格については、受験する職種の全ての資格条件を満たす必要があります。

- (注) 1 採用予定人員は、変更する場合があります。
2 申し込むことができる受験職種は一つに限り、受付後の変更は認められません。
3 視覚障害その他の障害のため、拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合等受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。
4 四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）および医療研修促進財団が認定する資格
5 幼稚園免許状の更新時期において更新を行っており、平成24年4月1日に幼稚園免許を有する人
6 職務経験年数が複数の施設にわたっている場合には、それらの期間を通算します。ただし、同一施設（施設主体が同一である場合に限り、複数の施設にわたっている場合でも、継続していれば同一施設と見なす。）で6か月以上継続して勤務し、かつ、週の正規勤務時間が30時間以上の勤務を必要とします。職務経験年数には、育児休暇、休職、停職期間を除きます。
7 事務（短大）【身体障がい者対象】、事務（高校）【身体障がい者対象】、事務（医療ソーシャルワーカー）、事務（診療情報管理士）、臨床検査技師、保育士、保育士【経験者対象】、幼稚園教諭、幼稚園教諭【経験者対象】および看護師の第2次試験合格者は、証明書類の提出が必要となります。また、証明の提出がない場合は、受験資格は失効します。
8 「消防（短大）」「消防（高校）」の身体的条件については、第2次試験合格者に対して行う身体検査において確認するので、第2次試験に合格した場合でも、身体的条件を満たさない場合は、受験資格は失効します。身体的条件内容については、以下のとおりです。
① 男性は身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上、胸囲はおおむね身長の2分の1以上であること。
② 女性は身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上、胸囲はおおむね身長の2分の1以上であること。
③ 視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
④ 赤色、青色および黄色の色彩の識別ができること。
⑤ 言語が明瞭で、十分発声のできること。
⑥ 聴力が左右正常であること。
9 「消防（短大）」「消防（高校）」は日本国籍を有する人に限りませんが、その他の職種については日本国籍を有しない人（永住者または特別永住者に限る。）も受験できます。
<日本国籍を有しない人で、第2次試験合格者には、別途指定する日までに、外国人登録証明書の写し等、在留資格を証する書類を提出していただきます。>
※ 前記の受験資格を有する人であっても、次の地方公務員法第16条（地方公務員の欠格条項）のいずれかに該当する場合、および幼稚園教諭・幼稚園教諭【経験者対象】の受験者は、併せて学校教育法第9条に規定する欠格事由に該当する場合は、受験できません。
① 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
③ 高松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 受験申込手続および申込受付期間

インターネット、持参・郵送のうち、いずれかの方法で申し込んでください。（申込みは1回に限る。）

<受付期間>

・インターネットによる申込

8月29日（月）午前8時30分～9月9日（金）午後5時まで

・持参または郵送により申込

8月29日（月）～9月9日（金）まで（土・日曜日を除く。）の午前8時30分～午後5時まで

なお、郵送の場合は9月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

※申込先および申込方法等、詳しくは別紙を参照してください。

3 試験の日時および場所

<第1次試験日> _____ 平成23年9月25日(日)

職 種	時 間	場 所
事務(短大), 事務(短大)【身体障がい者対象】, 事務(高校), 事務(高校)【身体障がい者対象】, 事務(診療情報管理士), 保育士【経験者対象】, 幼稚園教諭【経験者対象】	午前9時 ~ 午前11時30分	高松市役所 または 高松市上下水道局 (当日高松市役所 1階ロビーで確認し てください。)
事務(医療ソーシャルワーカー)	午前9時 ~ 午後2時30分	
土木(短大), 土木(高校), 保育士, 幼稚園教諭	午前9時 ~ 午後2時	
臨床検査技師	午前9時 ~ 午前11時	
看護師	午前9時 ~ 午前10時20分	
消防(短大), 消防(高校)	午前9時 ~ 午後0時55分	
技能職員	午前9時 ~ 午後1時	

第1次試験の合格発表 _____ 高松市ホームページで受験番号により発表するとともに、合格者には郵送で通知します。

<第2次試験日および第3次試験日> _____ 受験者に対して改めて通知します。
ただし、保育士, 保育士【経験者対象】, 幼稚園教諭,
幼稚園教諭【経験者対象】の第2次試験は10月16日
(日)です。

4 試験方法および内容

試験は第1次試験, 第2次試験および第3次試験とし, 第2次試験は第1次試験の合格者に対して, 第3次試験は第2次試験の合格者に対して行います。

① 第1次試験

試験種目等は, 次のとおりです。

職 種	試験種目(配点)	試験時間
事務(短大), 事務(短大)【身体障がい者対象】, 事務(高校), 事務(高校)【身体障がい者対象】, 事務(診療情報管理士), 保育士【経験者対象】, 幼稚園教諭【経験者対象】	・ 教養試験(100点)	2時間
事務(医療ソーシャルワーカー)	・ 教養試験(50点) ・ 専門試験(50点)	2時間 2時間
土木(短大), 土木(高校), 保育士 幼稚園教諭	・ 教養試験(50点) ・ 専門試験(50点)	2時間 1時間30分
臨床検査技師	・ 論文試験(100点)	1時間30分
看護師	・ 適性検査(100点)	50分
消防(短大), 消防(高校)	・ 教養試験(70点) ・ 適性検査(30点)	2時間 55分
技能職員	・ 教養試験(70点) ・ 適性検査(30点)	2時間 1時間

- ・ 教養試験 公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。
- ・ 専門試験 職種に応じて必要な専門的知識についての筆記試験を行います。
なお, 専門試験問題の出題分野は, おおむね別表のとおりです。
- ・ 論文試験 文章による表現力, 構成力および論理性についての試験を行います。
- ・ 適性検査 職務を遂行するために必要な素質および適性について検査します。

○ 別表(専門試験出題分野)

職 種	出 題 分 野
事務(医療ソーシャルワーカー)	社会福祉概論(社会保障および介護概論を含む。), 社会学概論および心理学概論
土木(短大), 土木(高校)	数学・物理・情報技術基礎, 土木基礎力学(構造力学, 水理学, 土質力学), 土木構造設計, 測量, 社会基盤工学および土木施工等の土木技術者としての専門知識
保 育 士	社会福祉, 児童福祉, 発達心理, 保育原理・保育内容, 保健衛生等の保育士としての専門知識
幼稚園教諭	発達心理, 教育学, 保育原理, 保育内容および法規等の幼稚園教諭としての専門知識

② 第2次試験

ア 口述試験（集団面接）

イ 体力測定※「消防」のみ実施（職務を遂行するために必要な体力を検査）

ウ 実技試験（音楽、体育、図工）※「保育士」、「保育士【経験者対象】、幼稚園教諭、幼稚園教諭【経験者対象】のみ実施

※ 職種によっては、第2次試験を省略する場合があります。（第1次試験合格時に通知します。）

③ 第3次試験

ア 口述試験（個別面接）

イ 身体検査（医療機関で検査を受け、高松市所定の身体検査書を提出）

※ 第1次、第2次および第3次試験のそれぞれの成績が一定以下の場合は、合格者なしとする職種もあります。

5 採用試験成績のお知らせについて

受験者本人が希望する場合には、試験成績をお知らせします。お知らせする内容、方法等詳しくは、別紙を参照してください。

6 合格から正式採用まで

① 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

また、最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員等が生じた場合に限り、採用の対象となります。なお、名簿の有効期限は、平成24年3月31日まで（看護師は平成25年2月28日まで）です。

② 採用は、平成24年4月1日の予定です。

③ 平成24年3月31日までに卒業見込みの人で同日までに卒業できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。

④ 保育士【経験者対象】・幼稚園教諭【経験者対象】の、第2次試験合格者は、職務経験年数の証明が必要です。職務経験年数が条件を満たさない場合は、受験資格は失効します。

⑤ 資格・免許取得見込みの人が資格・免許を取得できなかった場合（平成24年に実施される国家試験に不合格の場合等）は、採用を取り消します。

⑥ 地方公務員法第22条および教育公務員特例法の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合は正式採用となります。

7 給与

平成23年4月採用者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、大学新卒の場合、177,366円、短大新卒の場合157,384円、高校新卒の場合144,303円ですが、採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。また、このほかに、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、教職員調整手当（幼稚園教諭に限る。）等が、それぞれの条件によって支給されます。

8 その他

① 試験当日は、高松市役所1階ロビーで受験会場を確認し、午前9時までに受験会場に集合してください。なお、遅刻した場合は、受験できません。

② 試験当日持参するもの

・**受験票（受験票には必ず写真を貼り付けて持参してください。1次試験の当日、受験票のない場合または写真の添付がない場合は受験できません。）**

・**HＢの鉛筆（5本以上）、消しゴム**

・**昼食（事務（医療ソーシャルワーカー）、土木（短大）、土木（高校）、保育士、幼稚園教諭を受験する人のみ）**

※ 時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話を時計の代用品として使用することはできません。）

③ 試験場所には、駐車場がありませんので、注意してください。

④ 受験のために要する旅費等の経費は、すべて本人の負担とします。

《受験申込先および手続等の問い合わせ先》

高松市役所（3階）総務部人事課 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL（087）839-2144 FAX（087）839-2190

高松市では、職員としての誇りと情熱を胸に、一人ひとりが自立した行政のプロフェッショナルとしての意識を持ち、市民の信頼を得るため、常に最善の努力を行い、市民の立場に立った最高の行政サービスを提供できる方を募集します。



<受験申込手続および申込受付期間について>

インターネット、持参・郵送のうち、いずれかの方法で申し込んでください。(申込みは1回に限る)

※ 受験票には最近3か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦5cm・横4cm)を貼りつけて第1次試験の当日に持参してください。第1次試験の当日、受験票のない場合または写真の添付がない場合は受験できません。

区分	申込先および申込方法	受付期間
インターネットによる申込	<p>①高松市ホームページのトップページ (http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/)にある「オンラインサービス」のメニューから「電子申請・届出サービス」→「高松市」→「利用者ID取得」で利用者情報を登録した後、受験申込みをしてください。(「電子申請・届出サービス」の中の「利用方法」を参照してください。)</p> <p>②受験申込みの審査終了後に、電子メールにて完了通知が送信されます。</p> <p>③電子メールの手順に従って、受験票を入手してください。</p> <p>④9月15日(木)までに②の電子メールが届かない場合は、必ず高松市役所人事課までお問い合わせください。</p>	<p>8月29日(月) 午前8時30分 ～ 9月9日(金) 午後5時までに 申請したものを 受け付けます。</p>
持参または郵送による申込	<p>①申込用紙に必要な事項を記入し、次のとおり高松市役所人事課に申込みをしてください。(申込の際には、申込書および受験票を切り離さずに提出してください。)</p> <p>(ア)直接持参する方法 高松市役所人事課(高松市役所3階)へ持参してください。</p> <p>(イ)郵便で申込をする方法 申込書および受験票返信封筒(長形3号に80円分の切手を貼って、宛先を明記したもの)を必ず同封し、封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、簡易書留で高松市役所人事課まで郵送してください。</p> <p>②申込書の受付後に受験票を交付します。郵送による申込者には受験票を返信封筒に入れて郵送しますが、9月20日(火)までに受験票が届かない場合は必ず高松市役所人事課までお問い合わせください。</p>	<p>8月29日(月) ～ 9月9日(金) まで(土・日曜日を 除く。)の 午前8時30分 ～ 午後5時まで</p> <p>なお、郵送の場合は 9月9日(金) までの消印のある ものに限り受け付 けます。</p>
申込先	<p>高松市役所(3階) 総務部 人事課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 TEL (087)839-2144 FAX (087)839-2190</p>	

<採用試験成績のお知らせについて>

受験者本人が希望する場合には、試験成績をお知らせします。お知らせする内容、方法等については、次のとおりです。

① 試験成績の通知内容

対象者	お知らせする内容	お知らせする時期および方法
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合得点、種目別 得点、総合順位および受験者数	試験成績通知書を、第1次試験の合格発表日以後、速やかに郵送します。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合得点、種目別 得点、総合順位および受験者数	試験成績通知書を、第2次試験の合格発表日以後、速やかに郵送します。
第3次試験 不合格者	第3次試験の総合得点、総合順 位および受験者数	試験成績通知書を、第3次試験の合格発表日以後、速やかに郵送します。

※ 第1次、第2次および第3次試験それぞれの合格者には、試験成績はお知らせできません。

② 請求方法

「職員採用試験成績通知請求書」に必要事項を記入し、第1次試験当日に、返信用封筒（あて先を明記し、80円分の切手を貼った長形3号）とともに受験会場に持参してください。

なお、採用試験後に請求する場合は、必ず本人が直接人事課へ「職員採用試験成績通知請求書」と返信用封筒を持参してください。この場合、運転免許証等本人であることが確認できるものが必要となります。

また、採用試験日後に請求する場合は、各試験（第1次、第2次および第3次）の合格発表日の翌日から起算して1か月後までとします。